（専任教員の人数）

第九条の七　法第五十一条の四第一項第三号の国土交通省令で定める人数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

一　専任教員　二人（法第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては、百人を超え百五十人を超えない範囲内の定員を有する養成施設は三人、百五十人を超える定員を有する養成施設は、三人にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに一人を加えた人数とし、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては、五十人を超え百五十人を超えない範囲内の定員を有する養成施設は、二人にその五十人を超える数が五十人までを増すごとに二人を加えた人数、百五十人を超える定員を有する養成施設は、六人にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに二人を加えた人数とする。）

二　専門分野を教授することができる者　専任教員のうち測地分野又は地図分野ごとにそれぞれ一人

三　主任専任教員　専任教員のうち一人

第九条の八　（略）

（登録の更新）

第九条の九　第九条の二から前条までの規定は、法第五十一条の七第一項の登録の更新について準用する。

（養成業務の実施基準）

第九条の十　法第五十一条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　測量士補養成施設にあつては別表第八の三の一の項に、測量士養成施設にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる測量に関する科目を修得した者に対して修了試験を実施すること。

八～十　（略）

（業務規程の記載事項）

第九条の十一　法第五十一条の十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　第九条の十五第三項の帳簿その他の養成業務に関する書類の管理に関する事項

五　（略）

2　（略）

第九条の十二・第九条の十三　（略）

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第九条の十四　法第五十一条の十二第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録養成施設設置者が定めるものとする。

一　（略）

（新設）

第九条の三　（略）

（登録の更新）

第九条の四　前二条の規定は、法第五十一条の七第一項の登録の更新について準用する。

（養成業務の実施基準）

第九条の五　法第五十一条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　測量士補養成施設にあつては法別表第一の一の項に、測量士養成施設にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる測量に関する科目を修得した者に対して修了試験を実施すること。

八～十　（略）

（業務規程の記載事項）

第九条の六　法第五十一条の十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　第九条の十第三項の帳簿その他の養成業務に関する書類の管理に関する事項

五　（略）

2　（略）

第九条の七・第九条の八　（略）

（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）

第九条の九　法第五十一条の十二第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録養成施設設置者が定めるものとする。

一　（略）